名　　称　石垣港サザンゲートブリッジ橋梁灯（R一灯）
位置所在地　石垣港サザンゲートブリッジ橋梁灯（L一灯）の北北東方約四一メートル
北　　緯　二四―一九―五八
東　　経　一二四―〇九―三四
変更した事項　一時高さ変更中のところ復旧
変更年月日　平成二十七年七月二十七日

名　　称　石垣港サザンゲートブリッジ橋梁灯（L一灯）
位置所在地　沖縄県石垣港（サザンゲートブリッジ左側端）
北　　緯　二四―一九―五七
東　　経　一二四―〇九―三四
変更した事項　一時高さ変更中のところ復旧
変更年月日　平成二十七年七月二十八日

○東北地方整備局告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本局長において実施中の一般国道の改築工事が次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十七年九月四日

路線名　工事区間　東北地方整備局長　川瀧　弘之
工事の種類　工事完了の期日
百二十一号　福島県河沼郡湯川村大字桜町字八日町から会津若松市高野町大字中沼字西坂才まで　改築　平成二十七年九月四日

○関東地方整備局告示第三百三十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条の十において読み替えて準用する法第四十六条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査業務の廃止の届出があったので、法第七十六条の十において準用する法第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十七年九月四日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　登録番号　関東地方整備局長　1
二　登録建築物調査機関の名称　株式会社愛住リビングサービス
三　住所　東京都台東区上野一丁目十八番十号
四　建築物調査の業務の廃止する年月日　平成二十七年八月三十一日
五　廃止する建築物調査の業務に係る区域　茨城県全域、埼玉県全域、千葉県全域、東京都全域、神奈川県全域

名　　称　鼻繰埼沖ＥＮＥＯＳグローブガスターミナル第二号灯浮標
位置所在地　鼻繰埼（青森県青森市）の北西方約四・五キロメートル
北　　緯　四〇―五三―五二
東　　経　一四〇―四七―三六
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　平成二十七年七月二十八日

名　　称　平舘沖陸奥湾海況自動観測システム灯浮標
位置所在地　平舘灯台（青森県東津軽郡外ケ浜町）の南東方約三・四キロメートル
北　　緯　四一―〇九―一三
東　　経　一四〇―四〇―一二
変更した事項　光度　実効光度二〇カンデラ
光達距離　三・〇海里
変更年月日　平成二十七年七月二十九日

○中部地方整備局告示第百十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十七年八月十七日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十七年九月四日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：凝集剤添加型回分式活性汚泥方式

製造者の住所・氏名	愛知県一宮市西萩原字若宮前53―1　富士工機株式会社 代表取締役社長　寺原　敏満
工場の所在地及び名称	愛知県一宮市西萩原字若宮前53―1　富士工機株式会社本社工場
認定番号	浄化槽の名称
5―15―H―005	フジクロンK型合併処理浄化槽
〃　―1	フジクロンK―A（51～500）
〃　―2	フジクロンK―B1（51～500）
〃　―3	フジクロンK―B2（51～500）
〃　―4	フジクロンK―C1（51～500）
〃　―5	フジクロンK―C2（51～500）
5―15―H―006	フジクロンK―C3（51～500）
〃　―1	フジクロンK―C4（501～1000）
〃	フジクロンK―C5（501～1000）

○近畿地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月四日

近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四十二号　和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字上ミ平見七七七番一から同町江住字上ミ平見八七七番まで　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年九月五日九時

○九州地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月四日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二百二十号及び四百四十八号　串間市大字西方字一本松六五八七番三から同市大字西方字中島六七一五番一まで　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年九月四日